

令和5年門審第36号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士
補 佐 人 1人
受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋寿則及び同官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の日時時刻及び場所
令和4年1月25日17時30分
福岡県相島南方沖合
- 2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		4.9トン	1.1トン
登録長		11.94メートル	6.73メートル
機関の種類		ディーゼル機関	電気点火機関
出力		281キロワット	
漁船法馬力数			100キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その右舷側に機関操縦レバー、舵輪前方の棚上に左舷側からレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機を装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.7メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和4年1月25日06時30分福岡県相島漁港を発し、同県志賀島北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、06時50分目的の漁場に到着して操業を始め、漁場の移動を繰り返し、17時28分相島南方沖合で操業を終えて帰途に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、舵輪右舷後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、17時29分僅か前筑前相島灯台（以下「相島灯台」という。）から130度（真方位、以下同じ。）1,210メートルの地点で、針路を319度に定め、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

定針したとき、a受審人は、正船首330メートルのところにBを視認することができ、同船がほとんど移動しない様子から漂泊していることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わ

なかったもので、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けずに続航し、17時30分相島灯台から127度890メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に前方から4度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の北風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操縦区画を設け、同区画前部中央に舵輪、その左舷側にGPSプロッター、右舷側に機関操縦レバーを装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人ほか甲板員1人が乗り組み、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備え、ひらめ一本釣り漁の餌釣りの目的で、船首0.1メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日17時15分福岡県奈多漁港を発し、相島南方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、目的の漁場に到着し、17時28分衝突地点付近で、船首を南東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、甲板員は左舷中央部で、自らは左舷後部でそれぞれ立った姿勢でさびきを投入し、餌のいわし釣りを始めた。

b受審人は、17時28分半僅か過ぎ右舷前方450メートルのところにAを初めて視認し、17時29分僅か前衝突地点で、船首が135度を向いていたとき、Aが右舷船首4度330メートルのところとなり、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが、知人の船が自船に向かっているので、いずれ近くで停止するものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、17時30分僅か前船首至近に迫ったAに危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が135度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首外板に擦過傷を生じ、Bは、右舷船首部外板に割損を生じたが、後に修理され、b受審人が腰椎捻挫を、Bの甲板員が左肩関節捻挫をそれぞれ負った。

(航法の適用)

本件は、相島南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には両船の関係について規定した条文がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、相島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、相島南方沖合において、相島漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針したときに周囲を一見して他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船に損傷を

生じさせるとともに、b受審人及びBの甲板員を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、相島南方沖合において、操業のため漂泊中、自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近するAを認めた場合、機関を用いて移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、知人の船が自船に向かっているので、いずれ近くで停止するものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるとともに、Bの甲板員を負傷させ、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和6年8月8日

門司地方海難審判所

審判官 管 啓 二